

琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務

2 業務場所

守山市役所ほか

3 業務の目的

本市では、これまで地方創生の柱に自転車を軸とした観光振興を掲げ、各種取組を進めてまいりましたが、コロナ禍においてはマイクロツーリズムの観点から、「琵琶湖」や「湖岸でのアクティビティ」に注目が集まっています。

また、令和3年度には「アドベンチャーツーリズムの発着地守山」を掲げ、ステークホルダーを巻き込んだシンポジウムを開催したところで、今後においては、湖岸エリアの振興を牽引する民間団体の創出と磨き上げが課題として挙げられます。

こうした中、最近では本市の湖岸エリアを舞台とする民間主催イベントが頻繁に開催されるようになったことや、アフターコロナにおけるインバウンド市場再開と2025年の大阪・関西万博を見据え、本業務では、湖岸エリア活性化の現状調査・分析、「アドベンチャーツーリズムの発着地守山」実現に向けたロードマップの整理、湖岸エリアの連携を深めるプラットフォームの立ち上げ・支援と情報発信により、地域全体での受入体制整備を実施するものです。

4 業務内容

別紙「琵琶湖アドベンチャーツーリズムの発着地推進業務特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 2,270,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

7 参加資格要件

(1) 実績

ア 令和4年度役務委託等業務登録者名簿において、「広報・広告・企画」を第一希望として登録され、滋賀県内に本店を有すること

イ 平成 31 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに完了している国または地方公共団体および民間企業における同種・類似の業務実績を 1 件以上有すること。

(2) 企画・調整・運営および情報発信等

ア 本業務趣旨を理解し、業務期間を通じて企画から必要な地域、関係機関、施設等との交渉や調整、湖岸エリアの連携を深めるプラットフォームの立ち上げ支援および情報の発信までを一気通貫で受注者により行える者

イ 地域ブランディングや国内外のツーリズム事情に精通するとともに、本市の状況を踏まえたビジョン形成と共有が行える者

ウ 本業務の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応策を講じるとともに、また各種法令を遵守した事業展開ができるよう、企画・調整をできる者

(3) その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ・暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- ・暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- ・暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記 7 (1) から (3) の参加資格要件をすべて満たす

ものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

本募集要項 10 で掲げる提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。(消印有効ではない)

(2) 受付場所

守山市 都市経済部 地域振興課

(3) 受付期間

令和 4 年 9 月 15 日(木)から令和 4 年 10 月 13 日(木)正午まで

10 提出書類

以下の書類を提出することとする。なお、令和 4 年度 守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録のある業者については、(3)から(6)は不要とする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書

(2) 提案者概要書および実施体制調書(提案様式 2、3、4)

(3) 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本【法人の場合】

(4) 身元証明書【個人の場合】

(5) 納税証明書(税金の未納のないことを示すもので発行日から 3 カ月以内)

【法人の場合】

ア 国税：法人税、消費税および地方消費税

イ 都道府県税：法人事業税、法人都道府県税

ウ 市町村税：法人市町村税、固定資産税

(6) 委任状(支店または営業所と取引をする場合)

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和 4 年 10 月 13 日(木)正午を提案書提出期限とする。

(2) 実施要領の入手方法

令和 4 年 9 月 15 日(木)、守山市都市経済部地域振興課窓口にて配布するとともに、本市のホームページ(守山市契約検査課令和 4 年度役務)に掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

・実施要項発表	令和4年9月15日（木）
・質問締切	9月22日（木）
・質問回答	9月27日（火）
・提案書提出期限（必着）	10月13日（木）
・予備審査（予定）	10月14日（金）
・予備審査結果通知（予定）	10月17日（月）
・本審査（予定）	10月18日（火）
・最終審査結果通知（予定）	10月19日（水）

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提出様式7）にて、令和4年9月22日（木）午後5時までに上記9(2)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市のホームページで令和4年9月27日（火）を目途に掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 都市経済部 地域振興課 担当：西村

電話 077-582-1165

FAX 077-582-1166

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp